

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

編集者 電話番号099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2017年(平成29年) February 2月号

平成28年 司法処理状況について



早春

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成28年司法処理状況について	2
鹿児島労働局雇用環境・均等室移転のご案内	2
平成30年4月以降、無期転換ルールが始まります	3
平成28年度	
「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞のご案内	4
かごしま子育て応援企業の登録を受けました	4
災害に学ぶ～危険予知活動の活性化を～	5
若者の採用・育成に積極的な中小企業を応援します！	6

さくらじま

家族や友人との2・3泊の旅行や単独での旅行に、機会を見つけて行くことが多い。当県内でも、指宿・霧島の温泉地や種子島宇宙センターなど、景勝地や他県にはない場所を訪れ、当地の名物を食べたりしましたが、大変楽しめました。また、旅行の計画は、私が担当しますが、時刻表をみながら、観光の時間なども勘案して、行程を考えるのも、楽しみの一つとなっています。

私にとって、旅行は趣味の一つであり、また、一番のストレス解消の機会であると思っています。

さて、昨年12月からストレスチェック制度が導入されま

平成28年業種別死傷災害発生状況（12月末）	6
安全衛生教育及び研修の推進について（通達）	7～9
最低賃金引上げ支援の業務改善助成金のご案内	10～11
医療分野の雇用の質の向上のための研修会のご案内	12
パワーハラスメント対策取組支援セミナーのご案内	13
平成29年度	
労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内	14
平成28年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内	15
平成29年3月の講習開催のご案内	16

した。この制度は、定期的に労働者のストレス状況を検査し、その結果を本人に通知して自らのストレス状況の気付きを促し、メンタルヘルス不調のリスク低減を図るとともに、全体の検査結果の分析を通じ、職場環境の改善につなげようとするものです。制度の活用を通じて、職場環境の改善などが進むことを期待するところです。

仕事をしている中で、なかなか、ストレスを感じないようにすることは難しいですが、うまくストレスと付き合っていくためにも、人それぞれにあったストレス解消法を持つことが大切ではないかと思うところです。

平成28年司法処理状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局管内で平成28年は、7件の事件を鹿児島地方検察庁に送検しましたが、法令別の送検件数は、労働基準法等違反事件が2件、労働安全衛生法違反が5件です。

内容別にみると、労働基準法等違反事件は「賃金不払い」と「違法な長時間労働」がそれぞれ1件、労働安全衛生法違反事件は「就業制限違反」2件、「特別教育の未実施」、「車両系木材伐出用機械の用途外使用」、「伐倒の合図の未実施」がそれぞれ1件となっています。業種別では、建設業と製造業が共に2件で、旅館業、林業、畜産業が各1件となっています。

事件の端緒については、労働基準法等違反事件は労働者からの申告や行政指導の是正勧告、労働安全衛生法違反事件は死亡災害等の重大な事故等です。

鹿児島労働局では、今後とも行政指導のほか、法違反の是正を行わない悪質な企業や、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、引き続き司法警察権限行使し、厳正に対処することとしています。

特に、近年は過重労働による過労死等が社会的な問題となっていることから、引き続き違法な長時間労働や賃金不払い残業が疑われる事業場に対する積極的な監督指導を実施するとともに、悪質な事案については、労働基準法違反被疑事件として司法処分を行い、厳正に対処する方針としています。

平成28年 司法事件送検一覧

番号	業種	事件の概要	送検署	送検年月日
1	旅館業	賃金不払い	鹿児島署	H28. 2.19
2	木材伐出業	立木伐倒時の合図の未実施	加治木署	H28. 2.22
3	土木工事業	車両系木材伐出機械の用途外使用	名瀬署	H28. 8.17
4	畜産業	就業制限違反（トラクターショベルの無資格運転）	鹿児島署	H28.11.22
5	食料品製造業	就業制限違反（フォークリフトの無資格運転）	鹿屋署	H28.11.28
6	機械器具製造業	違法な長時間労働	加治木署	H28.11.30
7	土木工事業	チェンソーの特別教育の未実施	鹿屋署	H28.12. 2

鹿児島労働局 雇用環境・均等室（西千石庁舎）は 平成29年1月23日(月)に移転しました。

鹿児島労働局雇用環境・均等室

以前、2つの所在地に分かれていた「雇用環境・均等室」は、山下町庁舎に一体化することで、業務運営の効率化や利便性の向上等を図ることといたしました。

【従前】

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階 TEL 099-223-8239 FAX 099-223-8235

雇用環境・均等室（山下町庁舎）

(業務内容) 労働局の運営企画、総合調整、総合的な労働相談、助成金業務

〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル2階

TEL 099-222-8446 FAX 099-222-8459

雇用環境・均等室（西千石庁舎）

(業務内容) 男女の雇用機会均等、育児・介護休業及び次世代育成支援等に関する業務、助成金業務



【平成29年1月23日以降】

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局（山下町庁舎）雇用環境・均等室

(企画担当) 労働局の運営企画、総合調整、助成金業務 TEL 099-222-8446 FAX 099-222-8459

(指導担当) 男女の雇用機会均等、育児・介護休業及び次世代育成支援等に関する業務、総合的な労働相談

TEL 099-223-8239 FAX 099-223-8235

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

平成30年4月以降、無期転換ルールが始まります。

鹿児島労働局雇用環境・均等室

労働契約法では、期間の定めのある労働契約（以下、「有期契約」と言います。）が通算して5年を超えて反復継続された場合は、その対象労働者（以下、「有期契約労働者」と言います。）が申し込むと期間の定めのない労働契約（以下、「無期契約」と言います。）に転換すること（以下、「無期転換ルール」と言います。）が定められています。

その5年は、平成25年4月1日以降の締結または更新によりスタートした有期契約を通算することとされています。したがって、来年4月1日以降、多くの有期契約労働者に無期契約への転換を申し込む権利（以下、「無期転換申込権」と言います。）が発生します。

雇用契約期間を1年間としている有期契約の場合、最短のケースで来年4月1日に無期転換申込権が発生することになり、1年余りしかありませんので、適切な人事管理の在り方や制度設計を早めに御検討ください。

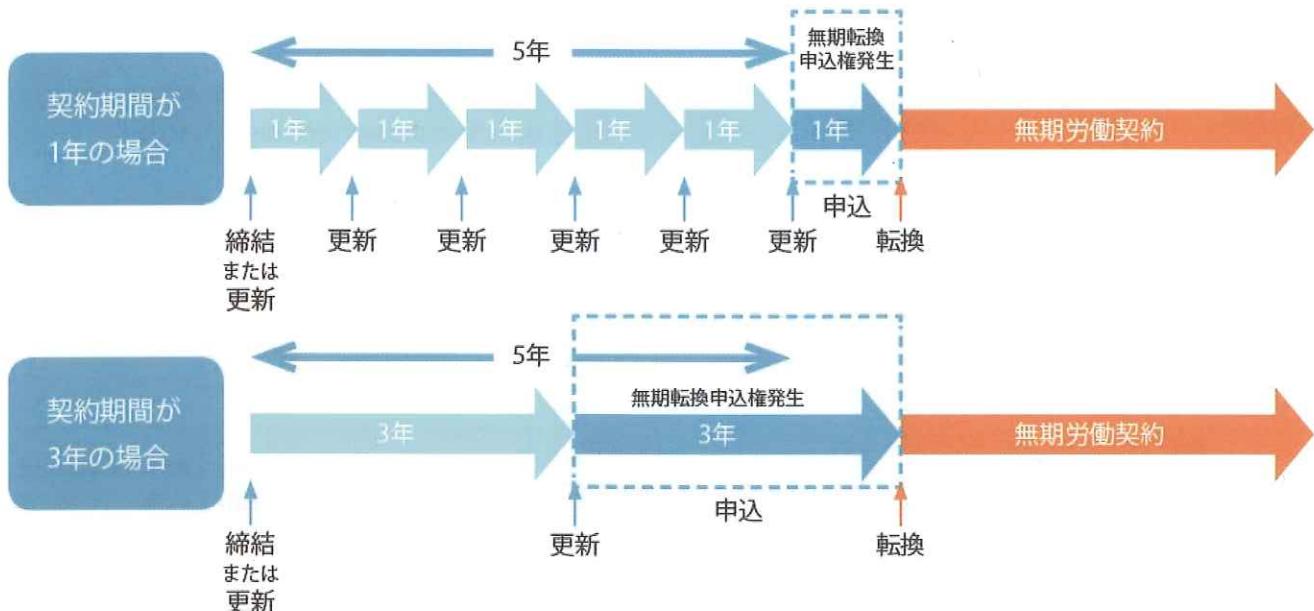
厚生労働省では無期転換ポータルサイト（<http://muki.mhlw.go.jp/>）を開設し、「無期転換ハンドブック」、「モデル就業規則」等、参考資料も当該サイトからダウンロードできますので、御活用ください。

有期契約から無期契約に転換することで、長期的な視点に立って社員育成を実施することが可能になります。

厚生労働省では、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、待遇改善などの取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けていますので御検討ください。

キャリアアップ助成金の活用に当たっての要件などについては、Webサイト（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html）で確認いただけます。

【無期転換ルールのポイント】



※平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です

- 契約期間に定めのある場合は、「パートタイマー」、「アルバイト」、「契約社員」等、その名称にかかわらず、すべて無期転換ルールの対象となります。
- 「派遣労働者」の場合は、派遣先ではなく、派遣元の事業者が無期転換ルールへ対応することとなります。
- 無期転換ルールの要件を満たした有期契約労働者が申込みを行えば、会社は承諾したとみなされ、そのまま無期労働契約に転換することとなります。
- 有期契約において、使用者が契約更新を行わず、契約期間の満了により雇用が終了することを「雇止め」といいます。

雇止めは、労働者保護の観点から、過去の最高裁判所の判例により一定の場合にこれを無効とするルール（雇止め法理）が確立しており、労働契約法に規定されています。

長年働いてきた方を、無期契約にならぬよう目的で、特別な理由なく雇止めすることは無効と判断される場合もありますので、注意が必要です。

※高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例については、次号に掲載予定です。

平成28年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」

～鹿児島県から1名が受賞～

鹿児島労働局健康安全課

厚生労働省は、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長143名を、平成28年度の「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰しました。

鹿児島県からは、有限会社大興電設（いちき串木野市下名）の鶴村修一（つるむらしゅういち）さんが受賞され、平成29年1月10日に厚生労働省講堂において顕彰式典が行われました。

この制度は、労働災害による休業4日以上の被災者数が約12万人（平成27年度）に上る中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として平成10年度

から始まり、今回で19回目となります。

労働災害を防止するためには、事業者がその責任を果たすとともに、労働者自身も、事業者が行う安全衛生管理活動に積極的に協力していくことが必要であり、特に作業を直接指揮する職長等の安全意識を高めることが重要です。

今回受賞されました鶴村さんに続き、次年度も多数の方が受賞されることを期待しています。

※「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われる。

かごしま子育て応援企業の登録について

(公社)鹿児島県労働基準協会

本会は、平成28年12月1日付けで鹿児島県知事より、かごしま子育て応援企業の登録を別紙のとおり受けました。今後もより一層の仕事と子育ての両立を目指して取り組んでいくこととしています。



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪 健作 様

鹿児島県知事 三反園 訓

かごしま子育て応援企業の登録について（通知）

本県の雇用労政業務につきましては、かねてから御支援・御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般申込みがありました標題の件について、内容審査の上、平成28年12月1日付けで「かごしま子育て応援企業」として登録いたしました。

つきましては、下記のとおり登録証及び登録マーク等を送付しますので、県民や従業員への周知・広報等に御活用いただき、より一層の仕事と子育ての両立支援への取組につながりますようお願い申し上げます。

記

- 1 かごしま子育て応援企業登録証
- 2 かごしま子育て応援企業登録マーク（電子メールで別途送付します）
- 3 かごしま子育て応援企業登録マークステッカー
- 4 かごしま子育て応援企業登録マークの使用について

登録番号 第 381 号

かごしま子育て応援企業登録証

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪 健作 様

かごしま子育て応援企業登録制度実施要領第5条の規定により、貴法人をかごしま子育て応援企業として登録したこと、ここに証します。

登録期間

平成28年12月1日～平成33年3月31日

平成28年12月1日

鹿児島県知事 三反園 訓



本誌発刊700号を迎えて

本誌は、昭和33年第1号を皮切りに今月で700号を発刊することができました。

これもひとえに会員事業場様の御支えと関係機関の御協力の賜と心より感謝申し上げます。今後もニーズにあった情報を的確に発信し、会員事業場様の発展のため努力していく所存です。

ご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

編集委員

災害に学ぶ

「危険予知活動の活性化を」

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

危険予知活動は、一般にKY活動と呼ばれ、事業場、特に日々作業場が変化する工事現場では定着しています。

労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するためのゼロ災運動の中核となって推進するものです。しかし、最近、その活動が形式的になり、未然に防げたはずの労働災害の発生が目立っているようです。そこで今回は、危険予知活動の活性化について考えてみましょう。

【災害発生状況】

〈事例一〉

下刈作業において刈払機を使用していたが、その脇を同僚が通過した際、刈払作業中の労働者が振り返り、使用していた刈払機の回転刃が同僚に接触し左腕を切った。

〈事例二〉

建物解体現場で屋上から廃材を立入禁止にしていた直下に落下させていたところ、そこに立ち入っていた労働者に当たり頭部を負傷した。なお、立入禁止の明示はカラーコーンで区切られていた。

【災害の原因と対策】

〈事例一〉

原因

刈払機を使用している労働者に近づいたこと。

対策

- ① 刈払機を使用する労働者とは5メートル以上の間隔をあけること。
- ② 近づく必要がある場合は、呼子を吹くか、声を掛け刈払機のエンジン及び刈刃の回転が止まつたことを確認してから近づくこと。

〈事例二〉

原因

被災者が立入禁止箇所に立ち入ったこと。

対策

立入禁止箇所に立ち入らないよう関係労働者に周知すること。

【危険予知活動上の問題】

二つの災害事例において、当日危険予知活動は行われていましたが、次のような問題がありました。

〈事例一〉

当日の危険予知活動における刈払機の接触による危険防止対策については、注意するよう指示があったのみであった。

〈事例二〉

当日の危険予知活動で災害発生時の作業に関する協議は行われず、また、当日現場に新規入場した被災者に立入禁止箇所の明示のある場所について、なぜ立入禁止なのかの理由を知らせていなかった。

危険予知活動の目的は、当日の仕事の内容や手順などを確認し、それに対してどのような危険が潜んでいるかを予測して、その対策を個々の労働者が確認することにあります。

この活動において、予測することは、仕事の内容、過程、手順に従って、不明瞭、不明確な点が見えてくるということです。

「○○する時には、○○の前に○○することが大切だ。」「○○を○○すれば防止できるよ。」のように、現場の責任者から当日の仕事内容、作業手順の指示と併せ作業者みんなで作業における危険を予測し、ポイント、対策などを話し合うことになります。

統計からみれば、危険予知活動は、労働災害の大部分を占める人為的なミス、ヒューマンエラーを防止するために重要です。

作業の慣れ、作業指示の伝達ミス、機械操作のミス、相手はわかっているはず、・・・などを要因とするヒューマンエラー防止に効果があります。

そして、この危険予知活動の広がりで労働災害は全ての業種で減少してきたのも事実です。安全に対する意識が高まり、その下で作業を行えたからです。

しかし、最近、その活動自体が単なる形式的なものに過ぎず、マンネリ化しその大切さを感じている人は意外に少ないかもしれません。

「毎日同じ仕事をしているのだから、毎日同じような予知内容であり・・・」

建前的な危険予知活動では、実施しても何も実らない結果を生み、そのためヤル気が低下します。一方的な指示、命令、伝達、指導のみでは「話し合い、考え方、分かち合う」という危険予知活動本来の目的から外れてしまします。

これらを解決するには、双方の話し合いの場とすることが大切です。

ベテランの過信と初心者の無知がヒューマンエラーを生む。両者の間に共通理解をつくりあげることも重要です。

また、トップが本気で取り組み、その姿勢を示すことが大事です。

そして、現場責任者が日々の危険予知活動に関心を持ち、積極的に取り組む姿勢が現場で働く労働者的心を動かします。上司が関心を示さなければ部下が心を燃やすはずはないのです。

作業の責任者や監督者あるいは班長は、予測することがいかに大切かを労働者に認識させることが重要です。そのためには、危険予知活動の活性化のための工夫が大切です。

次にその工夫事例を紹介します。

- ① 原則、全労働者に発言させる。
- ② 安全当番を決め、輪番制にする。
- ③ 危険予知活動表を掲げ、そこに参加者全員が署名する欄を設ける。
- ④ 危険予知活動表の掲示板に作業員、又はその家族から募集した安全標語を掲げる。

要は日々の危険予知活動を正しく安全な作業手順を理解する場、みんなが一丸となって盛り上げる場にして欲しいのです。

みなさんの事業場で行われている危険予知活動が形式的なものに陥っていないか、今一度確認してください。

なお、現在、多くの事業場でリスクアセスメントが導入されています。

リスクアセスメントは、建設物を設置・移転・変更・解体するとき、作業方法や作業手順を新規に採用・変更するとき等に実施します。

リスクアセスメントの結果を踏まえ、当日の作業内容に即した危険予知活動の実施をお願いします。

若者の採用・育成に積極的な中小企業を応援します！

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室



近年の緩やかな景気の回復基調から、学校には、県内外の企業からたくさんの求人が集まっています。求人を出しても、多くの求人に埋れてしまい新卒者の目に届かないことがあります。若い人材の確保が困難な状況となっております。こういった状況を打開するためのツールとして「ユースエール認定制度」をご紹介いたします。

この制度は、雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。認定企業となった場合、以下のようなメリットがあります。

【メリット】

- これまで求人票だけでは伝わらなかった、「雇用管理が優良な中小企業であること」がはっきりと新卒者や若者に伝わります。
- ブランド効果により注目が集まり、応募者の増加が期待できます。○労働局、ハローワークにより積極的に新卒者や若者にPRしていきます。
- 厚生労働省が管理する「若者雇用促進総合サイト」にユースエール認定企業として掲載され雇用管理が優良な中小企業であることが公表されます。
- 各種就職面接会などへの優先参加ができます。○自社の商品広告などに認定マークの使用が可能です。
- 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算します。○日本政策金融公庫による低利融資が受けられます。○公共調達における加点評価があります。

認定を受けるためにはいくつかの条件があります。【認定条件の一例】

- 直近3事業年度の新卒者などの正社員として採用した人の離職率が20%以下であること。
- 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下であること。または、月末1週間の労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下であること。
- 前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上であること。または、年平均取得日数が10日以上であること。
- 直近3事業年度において、男性労働者の育児休業取得者が1人以上または女性労働者の育児休業取得率75%以上あること。

詳しくは、鹿児島労働局 地方訓練受講者支援室（☎099-219-8711）へお問い合わせ下さい。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

[平成28年11月末現在]

県内有効求人倍率	1.09倍（前月比 同水準）
全国平均有効求人倍率	1.41倍（前月比0.01P増）
県内正社員有効求人倍率	0.73倍（前年同月比0.15P増）
全国正社員有効求人倍率	0.95倍（前年同月比0.13P増）

※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が7か月連続で1倍台となり、過去最高となりました。有効求人数が、27か月連続で前年同月を上回るなど、依然として改善傾向にあります。産業によって、求人の増減にはばつきがみられ、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

※平成28年度補正予算成立に伴い、一部の助成金について制度の見直しや新設等が行われました。
【65歳超雇用推進助成金】・・・新設

「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくために、労働協約又は就業規則により次のいずれかの措置を講じた事業主に対して助成します。（希望者全員対象）

- ①65歳への定年引上げ…100万円
- ②66歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止…120万円
- ③66～69歳までの継続雇用制度の導入…60万円
- ④70歳以上までの継続雇用制度の導入…80万円

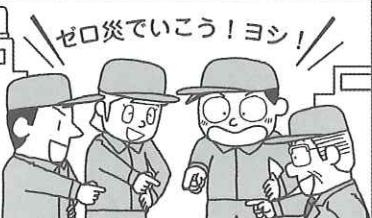
※ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712）まで。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（12月末速報）

鹿児島労働局

	平成28年		平成27年		増減数	
	死者数	死亡者数	死者数	死亡者数	死者数	死亡者数
全産業	1780	19	1581	17	199	2
1 製造業	346	2	288	2	58	
1 食料品製造業	207	1	174	1	33	
4 木材・木製品製造業	17		10		7	
9 窯業土石・製品製造業	15		20		-5	
11～12 金属製品製造業	18		12	1	6	-1
13～15 機械機具製造業	28		20		8	
上記以外の製造業	61	1	52		9	1
2 純業	5		3		2	
3 建設業	279	3	272	5	7	-2
1 土木工事業	115	2	100	3	15	-1
2 建築工事業	131	1	148	1	-17	
3 その他の建設業	33		24	1	9	-1
4 運輸交通業	194	2	182	2	12	
1 鉄道・航空機業	8		7		1	
2 道路旅客運送業	25		14		11	
3 道路貨物運送業	160	2	160	2		
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	20		18	1	2	-1
1 陸上貨物取扱業	10		8	1	2	-1
2 港湾運送業	10		10			
6 農林業	90	5	81	3	9	2
1 農業	40		34		6	
2 林業	50	5	47	3	3	2
7 水産業	78	1	85	2	-7	-1
8 商業	230	4	197	1	33	3
1 鉀売業	29		26		3	
2 小売業	164	4	145	1	19	3
3 理美容業	2		3		-1	
4 その他の商業	35		23		12	
9 金融・広告業	22		15		7	
11 通信業	12		6		6	
12 教育・研究業	14		19		-5	
13 保健衛生業	249		198		51	
1 医療保健業	95		78		17	
2 社会福祉施設	151		113		38	
3 その他の保健衛生業	3		7		-4	
14 接客娯楽業	117		106		11	
1 旅館業	25		26		-1	
2 飲食店	61		52		9	
3 その他の接客娯楽業	31		28		3	
上記以外の事業	124	2	111	1	13	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	63	1	60	1	3	
16 官公署	4		1		3	
17 その他の事業	57	1	50		7	-1
陸上貨物運送事業（4～3～5～1）	170	2	168	3	2	-1
第三次産業（8～17）	768	6	652	2	116	4

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別記。



安全衛生教育及び研修の推進について

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成28年10月31日付け鹿児島労働局長より当協会長あて安全衛生教育及び研修の推進について別紙のとおり周知依頼がありました。

事業場におかれましては、安全衛生教育等推進要綱に基づいて労働者等の安全衛生教育及び研修を推進されますようご案内致します。

別紙

鹿労発基 1031第1号
平成28年10月31日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会会長 殿

鹿児島労働局長

安全衛生教育及び研修の推進について

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解及び御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、安全衛生教育及び研修につきましては、平成3年1月21日付け基発第39号（以下「推進通達」という。）に定める安全衛生教育推進要綱に基づき推進してきたところですが、第三次産業や昨今の製造業における災害増加、メンタルヘルス対策・化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえ、今般、別添の新旧対照表のとおり推進通達で定める安全衛生教育推進要綱の改正が行われたところです。

つきましては、今後は、この安全衛生教育等推進要綱に基づいて労働者等の安全衛生教育及び研修を推進されますとともに、関係者への周知等に御理解と御協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

安全衛生教育及び研修の推進について

安全衛生教育及び研修については、労働災害防止対策の重点として、従前より種々の施策を講じてきたところであり、昭和59年には労働者の職業生活全般を通じ適時適切な安全衛生教育の推進を主眼とする「安全衛生教育推進要綱」を定め、同要綱に基づいて各種の安全衛生教育の計画的な推進に努めてきたところである。

しかしながら、最近においては、技術革新の急速な進展、高齢労働者の増加、パートタイム労働者の増加等にみられる就業形態の多様化、第三次産業の就労者数の増加等社会経済情勢の変化に伴い労働災害の増加が懸念されており、事業場においてこれらの変化に的確に対応しつつ、安全衛生水準の向上に資する適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが求められている。

こうした状況を踏まえ、新たに別紙の「安全衛生教育等推進要綱」を定め、今後は本要綱に基づいて必要な安全衛生教育及び研修の推進を図ることとしたので、事業者をはじめ安全衛生団体等に対しこの旨周知するとともに、安全衛生団体等との連携を図り、これら教育及び研修の実施計画を策定し推進するための協議会を設置する等地域の実情に応じた安全衛生教育及び研修の推進について指導・援助されたい。

なお、本通達をもって、昭和59年2月16日付け基発第76号は廃止する。

別紙

安全衛生教育等推進要綱

1. 趣旨・目的

安全衛生教育及び研修（以下「教育等」という。）は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるもので、安全衛生管理体制の確立、労働安全衛生法令の遵守の徹底、危険有害性の調査、自主的な安全衛生活動、快適職場形成等の施策とあいまって労働災害の防止の実効を期す上で極めて重要な施策である。また、教育等は、企業はもとより広く社会における安全衛生意識の普及・定着を促すための貴重な機会であり、安全衛生に関係する様々な立場にある者に対してその機会を提供することにより、我が国の安全衛生水準の向上に大きく寄与するものと期待される。

このため、厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び健康教育はもとより、労

働災害の防止のために必要な教育等については法定外のものであってもカリキュラム等を定め、企業の自主的な安全衛生活動の促進に寄与しているところである。

本要綱は、以上のような状況を踏まえ、次のような基本的な立場に立って教育等の今後の在り方、進め方を示すものである。

- (1) 各種の教育等は、相関連して総合的な観点から実施されることが効果的であることから、法定及び法定外の教育等全般について体系化を図る。
- (2) 労働者の生涯を通じた教育等、経営トップ等・安全衛生に係る管理者・労働者等企業内における各層に対するそれぞれの立場に応じた教育等に留意する。
- (3) 機械設備の安全化を促進するための設計技術者等に対する教育及び事業場の安全衛生水準の向上のための技術面での指導援助を担当する安全衛生専門家の研修を充実する。
- (4) 教育等の種類・内容等は、技術革新、労働者の高齢化、就業形態の多様化等近年の労働環境の変化に対応

- したものとする。
- (5) 教育等の内容の具体化、教材の整備、講師の養成、教育等の実施機関の育成等を通じ、教育等の水準の向上を図る。
 - (6) 教育等の促進のため、企業、安全衛生団体等に対する指導・援助を行う。

2. 教育等の対象者

教育等の対象者は、作業者、安全衛生に係る管理者、経営トップ等、安全衛生専門家、技術者等とし、それぞれ次に掲げる者とする。

(1) 作業者

- [1] 危険有害業務に従事する者
 - イ 就業制限業務に従事する者
 - ロ 特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者
 - ハ その他の危険有害業務に従事する者
- [2] [1]以外の業務に従事する者

(2) 安全衛生に係る管理者

- [1] 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び安全推進者
- [2] 作業主任者、職長及び作業指揮者
- [3] 元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者
- [4] 救護技術管理者
- [5] 計画参画者
- [6] 安全衛生責任者
- [7] 交通労働災害防止担当管理者
- [8] 荷役災害防止担当者
- [9] 危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者
- [10] 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）」に定める化学物質管理者
- [11] 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）」に定める健康保持増進措置を実施するスタッフ
- [12] 「労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）」に定める事業場内産業保健スタッフ等

(3) 経営トップ等

- [1] 事業者
- [2] 総括安全衛生管理者
- [3] 総括安全衛生責任者及び安全衛生責任者
- [4] 管理職

(4) 安全衛生専門家

- [1] 産業医
- [2] 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント
- [3] 安全管理士及び衛生管理士（労働災害防止団体法第12条に定める資格者）
- [4] 作業環境測定士

(5) 技術者等

- [1] 特定自主検査に従事する者及び定期自主検査に従事する者等
- [2] 生産・施工部門の管理者及び技術者
- [3] 機械設備及び建設物の設計技術者等

(6) その他

- [1] 就職予定者
- [2] その他教育等を必要とする者

3. 教育等の種類、実施時期及び内容

事業者が実施しなければならない教育等の種類は、労

働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育、健康教育、これらに準じた研修等である。また、これらの法定教育以外の教育等で事業者が実施すべきものは次のとおりとする。

- (1) 就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に初めて従事する者に対する特別教育に準じた教育
- (2) 就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者に対する危険再認識教育
- (3) 一定年齢に達した労働者に対する高齢時教育
- (4) 安全推進者、職長等に対する能力向上教育に準じた教育
- (5) 作業指揮者に対する指名時の教育
- (6) 安全衛生責任者に対する選任時及び能力向上教育に準じた教育
- (7) 交通労働災害防止担当管理者教育
- (8) 荷役災害防止担当者教育
- (9) 危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者教育
- (10) 化学物質管理者教育
- (11) 健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修
- (12) 事業場内産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- (13) 特定自主検査に従事する者に対する能力向上教育に準じた教育
- (14) 生産・施工部門の管理者、設計技術者等に対する技術者教育
- (15) 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
- (16) 管理職に対する安全衛生教育
- (17) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の安全衛生専門家に対する実務向上研修
- (18) 就業予定の実業高校生に対する教育等

なお、教育等の対象者ごとに実施する教育等の種類、実施時期及び内容は、具体的には、別表によることとする。また、これらの教育等の体系は、別図のとおりである。

4. 教育等の実施体制

教育等は、企業、安全衛生団体等及び国がそれぞれの立場で相互に連携して推進する。企業内の安全衛生関係者に対する教育等については、企業が自ら又は安全衛生団体等に委託して実施する。安全衛生団体等は、安全衛生の専門的事項に関するここと等企業が自ら実施することの困難な教育、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の安全衛生専門家に対する研修等を実施するほか、教育等を担当する講師の養成、教材の整備等を図る。国は、必要に応じ教育等のカリキュラムを策定するほか、教育等を実施する企業及び安全衛生団体等に対して教育等の資料の提供等の指導・援助を行う。

また、企業及び安全衛生団体等は、教育等の実施に当たっては、次により計画的な実施と教育等の内容等の充実を図る。

(1) 実施計画の作成

教育等の種類ごとに、対象者、実施日、実施場所、講師及び教材等を定めた年間の実施計画を作成する。企業においては、労働者の職業生活を通じての継続的な教育等の実施等のため、中長期的な推進計画を作成することが望ましい。

(2) 実施結果の保存等

教育等を実施した場合には、台帳等にその結果を記

録し、保存する。また、安全衛生団体等が実施した場合には、修了者に終了証を交付する。

(3) 実施責任者の選任

実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存等教育等に関する業務の実施責任者を選任する。

(4) 教育等の内容の充実

教育等の内容の充実のため、講師の養成・選定、教材の作成・選定等については次の点に留意する。

イ 講師は、法令等に基づく用件を満たし、当該業務に関する知識・経験を有する者であること。また、講師は、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士、衛生管理士等の、当該業務のみならず安全衛生業務に広く精通している者を活用することが望ましい。更に、教育等の技法に関する知識・経験を有する者や教育等の講師となる人材の養成のための研修を受講する等して専門的知識、教育等の技法等に関する教育訓練を受けた者であることが望ましい。このため、安全衛生団体等は、指導者に対する研修等の実施により講師の養成を図る。

ロ 教材は、カリキュラムの内容を十分満足したものであることはもちろんのこと労働災害事例等に即した具体的な内容とする。また、視聴覚機材を有効に活用することが望ましい。

ハ 教育等の技法は、講義方式のほか、教育等の対象者、種類等に応じ、受講者が直接参加する方式、例えば、事例研究、課題研究等の討議方式を採用する。

(5) 安全衛生教育センターの活用

国においては、教育等の水準の向上を図る観点から安全衛生教育センターを設置し、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会に運営を委託しているところである。同センターにおいては、教育等の講師となる人材の養成のための講座を開設しているので積極的な活用を図る。

5. 教育等の推進に当たって留意すべき事項

教育等の推進に当たっては、中小企業、第三次産業、高年齢労働者、外国人及び就業形態の多様化といった労働災害防止上の課題に適切に対応していくことが重要となっている。

また、危険感受性の低下が懸念されていることから、十分な安全を確保した上で、作業に伴う危険性を体感させるような教育等や日々の危険感受性を向上させる教育等も有効である。

これらの課題に対しては、雇入時教育等の法定教育の実施を徹底することはもとより労働災害の発生時の実情に応じて次による教育等の推進が肝要である。

(1) 就業形態の多様化

パートタイム労働者、派遣労働者等就業形態は多様化しているが、労働者に対しては、就業時に従事する作業に関する安全衛生の知識等を付与すること、すなわち雇入時等の教育を徹底することが重要である。

また、経済の国際化に伴い急増する海外派遣労働者については、海外生活での安全衛生を確保するため派遣元の企業において当該労働者の派遣前に現地での職域及び生活環境における安全衛生事情に関する知識を付与することが重要であり、そのための教育等の推進を図る。

(2) 中小企業

中小企業においては、教育等の講師、教材等の問題から自ら教育を実施することの困難な事業場もみられるので、親企業等による指導・援助、安全衛生団体等の活用による教育等の実施の推進を図る。

また、国が中小企業の支援措置として実施している各種事業の活用も図る。

(3) 第三次産業

第三次産業においては、非正規労働者の増加等多様な就業形態がみられるとともに、製造業等の第二次産業に比べ安全衛生管理体制の整備が遅れていること等から、雇入時教育の充実・強化を図るとともに、経営トップ等及び安全管理者や安全推進者等の安全衛生に係る管理者の教育等を促進する。

(4) 高年齢労働者

高年齢労働者については、高年齢向けの機器の開発、職場環境の改善、適正配置とともに、高年齢労働者自身の安全衛生に対する意識付けが重要である。

このため、経営トップ等に対する教育等の実施に当たっては、高年齢労働者の労働災害の現状と問題点、高年齢労働者の転倒災害等の労働災害防止対策、高年齢労働者の能力に応じた適正配置に関する事項を含めて実施する。機械設備の設計・製造担当する者に対しては、高齢者の心身機能等に配慮すべき事項を含めた教育等を実施する。

また、一定年齢に達した労働者に対しては、加齢に伴う心身機能の低下の特性、心身機能に応じた安全作業方法に関する事項についての教育等を実施する。

なお、高年齢労働者の安全衛生教育等においては、対象者の理解度に応じて、反復学習の機会を与えることが望ましい。

(5) 外国人労働者

外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、適正な安全衛生を確保することが必要である。

このため、外国人労働者に対し安全衛生教育等を実施するに当たっては、当外国人労働者が確実に理解できる方法により教育等を実施する。その際、外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるよう必要な日本語や基本的な合図等、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等についても習得させるように配慮する。

(6) その他教育等を必要とする者

記の2(6)[2]の「その他教育等を必要とする者」とは、記の5(1)や(5)の海外派遣労働者や外国人労働者などが含まれること。

(参考) 労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の例

○ A氏の場合

(入社) (就業制限業務に配置転換)

雇入時教育 → 免許取得

(5年経過) (10年経過)

→ 危険有害業務従事者教育(定期) → 危険再確認教育

(職長就任) (5年経過)

→ 職長等教育 → 能力向上教育に準じた教育 →

(安全衛生推進者就任) (5年経過)

→ 能力向上教育(初任時) → 能力向上教育(定期) →

○ B氏の場合

(入社) (設計部門に配置換え) (現場技術者管理部門に配置換え)

雇入時教育 → 技術者教育(随時) → 技術者教育(随時)

(安全管理者就任) (5年経過)

→ 能力向上教育(初任時) → 能力向上教育(定期)

(総括安全衛生管理者就任)

→ 安全衛生セミナー(随時) →

注：全期間にわたって雇入時、定期、隨時に健康教育を行う。

ニッポン一億総活躍プラン実現へ！

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業の 生産性向上を 支援します！



ニッポンの中小企業
応援団長
松木 安太郎 氏

最低賃金引上げ支援 中小企業向け 業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

制度の拡充により、最低賃金の引上げ額が異なる
5つのコースからチョイスできるようになりました。

助成の上限額

50万円～200万円

事業場内最低賃金が
750円未満の事業場で、
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上
1000円未満の事業場で、
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ！

アクセス

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



最低賃金引上げ支援 中小企業向け 業務改善助成金

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

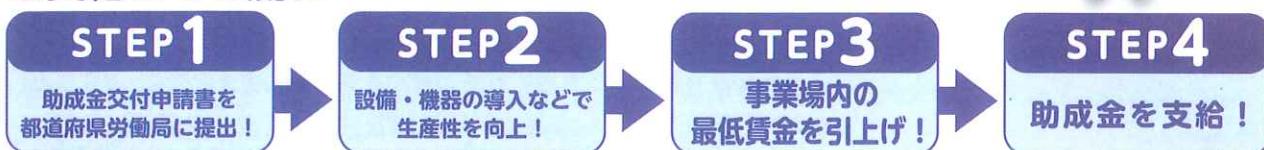
助成対象が広がりました！

事業場内最低賃金 800 円未満から、1,000 円未満の全国 47 都道府県に事業場を設置している中小企業・小規模事業者に拡充されました。

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。



●支給までの流れ



5つのコースで利用しやすくなりました！

従来の1コース（事業場内の最低賃金引上げ額60円以上）から5コース（同30円以上～120円以上）に拡充されました。

選べる 5つの コース

事業場内 最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 (※))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	※生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場向けのコースも新設！

90円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 (※))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	※生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	200万円	

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。



助成金の対象用途が広がりました！

設備・機器の導入に加え、新たにサービスの利用も対象となりました。

事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／NEW 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／NEW 人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる

問い合わせ先などが確認できます。 <http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

業務改善助成金

検索



医療分野の雇用の質の向上のための研修会

主催：鹿児島労働局・医療労務管理相談コーナー
 (公社)日本医業経営コンサルタント協会鹿児島県支部

医療法が改正され、病院又は診療所の管理者は、医療勤務従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずることが義務となりました。医師や看護師など医療スタッフは、大部分が専門資格職で占められ、入院患者や救急患者への対応など心身の緊張を伴う長時間労働や当直・夜勤・交代制勤務などその厳しい勤務環境が指摘されるなど、医療スタッフが健康で安心して働くことができる環境整備は喫緊の課題となっています。

鹿児島労働局では(公社)日本医業経営コンサルタント協会鹿児島県支部と共に研修会を開催して、医療機関において各職場の勤務環境改善のための課題を把握して改善していくことに主体的に取り組んでいただくための研修会を開催します。



参加
無料

平成29年2月14日(火)
 14:00～17:00

鹿児島県医師会 大ホール
 鹿児島市中央町8-1

研修会概要

▼労務管理

気を付けたい医療機関の労務管理～どうしたら職員の定着率が向上するのか？～
 社会保険労務士 江口事務所 代表 / 社会保険労務士 江口俊彦

▼医業経営

ここがツボ 医療機関のクレーム対応
 ケルビム法律事務所 所長 / (公社)日本医業経営コンサルタント協会 理事
 /弁護士・認定登録 医業経営コンサルタント 高須 和之

▼事例発表

看護職が仕事も生活も充実して働き続けられるWLB(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組について 公益財団法人 慈愛会 谷山病院 看護部長 中薗 明子

▼個別相談会

講演終了後、医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)、医業経営コンサルタントが相談に応じます。

研修会対象者

医師、事務長、看護部長、看護師長、人事労務管理担当者

お申し込み方法

鹿児島労働局ホームページにある申込用紙に必要事項をご記入の上、事務局宛てにFAXでお送りください。

お問い合わせ(研修会事務局)

鹿児島労働局 雇用環境・均等室
 〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 電話 099-223-8239 FAX 099-223-8235

厚生労働省 委託事業

パワーハラスメント対策取組支援セミナー

(参加費無料)

公益財団法人21世紀職業財団

職場でのいじめや嫌がらせ、つまりパワハラは、いまや対岸の火事ではありません。今日、御社で起きるかもしれません。

ひとたびパワハラが起こったら、企業は大きなダメージを受けます。そんな問題が起きる前に、ぜひ対策を講じてください。しかし、対策の必要性はわかるが、どう取り組めば良いのかわからない、という担当者の方も多いことでしょう。

本セミナーでは、会社としてどのように取り組めば良いのか、何がポイントなのか、経験豊富な講師が具体的なノウハウをお伝えします。



また、セミナー終了後に事前にお申込みいただいた企業様の個別相談も承ります。

日時・場所	2017年2月7日（火）14：00～16：00 かごしま県民交流センター 中研修室第2
受講料	無料
対象	企業のパワハラ対策担当者 50～80名程度（事前申込制・先着順）
プログラム	1. パワーハラスメント対策の導入にあたって 2. パワーハラスメント対策の基本的枠組みの構築 3. グループワーク 4. 質疑応答 <small>※セミナー終了後、個別相談（1社10分程度で2～3社。事前の申込みが必要です）</small>
テキスト	「パワハラ対策導入マニュアル」を配布いたします。
講師	21世紀職業財団 ハラスメント防止研修客員講師

お申込みは FAX または WEB から

FAX：申込書にご記入の上、03-5844-1670へ

WEB：21世紀職業財団HP 厚生労働省委託事業パワハラ対策取組支援セミナー

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

主催 公益財団法人21世紀職業財団 後援 日本商工会議所



(公財) 21世紀職業財団 委託事業担当 行

参加申込書兼受講票

FAX：03-5844-1670

パワーハラスメント対策取組支援セミナー

鹿児島県 2017年2月7日（火）

会社名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
e-mail アドレス			
ご参加者の氏名	部署	役職	
個別相談	希望する	希望しない	

FAXでお申込みの方は**本用紙が当日の受講票**となりますので会場へお持ち下さい（コピー可）。

定員となり次第、申込の受付は締切となります。セミナーの締切状況につきましては厚生労働省ポータルサイト「あかるい職場応援団」のイベントセミナー情報に掲載しますのでご確認ください。

●お申込に際しご記入いただいた個人情報につきましては、厳密に管理し、出欠席の確認及び同種のセミナー等のご案内以外には使用いたしません。

●会場へはできるだけ公共交通機関をご利用下さい。車でお越しになる場合は、駐車場の確認、駐車料金の負担は各自でお願いします。

会場案内 2月7日：鹿児島県民交流センター

鹿児島県鹿児島市山下町14-50

- ・市電「水族館口電停」下車 徒歩4分
- ・JR「鹿児島駅」下車 徒歩10分
- ・バス「水族館口」下車 徒歩5分

お問合わせ 公益財団法人21世紀職業財団

東京都文京区本郷1-33-13

T E L 03-5844-1663 F a x 03-5844-1670

受託事業担当 大橋・内田

平成29年度



協会シンボルマーク

労働安全衛生法に基づく

各種免許試験案内(学科)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

九州安全衛生技術センター

〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号

TEL 0942-43-3381

http://www.kyushu.exam.or.jp/ FAX 0942-44-0844

平成29年4月から平成30年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。

1 学科試験日時

試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

試験月 試験の種類	上期日程						下期日程						試験開始 時刻	試験終了 時刻		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
特級ボイラー技士							2						10:00	16:10		
一級ボイラー技士	5			5				1		11	16		10:00	15:30		
二級ボイラー技士	17	10	21	4	3	12	10	7	18	10	7	7	13:30	16:30		
☆特別ボイラー溶接士						4						2	13:30	16:00		
☆普通ボイラー溶接士						4						2	13:30	16:00		
ボイラーコンピューター整備士			20									15	13:30	16:00		
☆運転士	☆運転士	限定期なし	12	16	28	20	22	14	19	14	13	18	22	15	13:30	16:00
クレーン運転士	クレーン運転士	クレーン限定	12	16	28	20	22	14	19	14	13	18	22	15		
床上運転式運転士	床上運転式運転士	床上運転式限定	12						19						13:30	16:00
デリック運転士	デリック運転士	限定免許解除試験							19						13:30	【注】
移動式運転士	移動式運転士	移動式運転士		9		12		6		6		24		6	13:30	16:00
☆揚貨装置運転士	☆揚貨装置運転士	揚貨装置運転士	21												13:30	16:00
発破技士	発破技士			13							12				13:30	15:30
ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者			13							12				13:30	16:30
林業架線作業主任者	林業架線作業主任者										12				13:30	16:30
第一種衛生管理者	第一種衛生管理者	18	17	14	10	17	13	25	2	19	19	6	5	10	13:30	16:30
第二種衛生管理者	第二種衛生管理者		27	26		28		15				20	22			
高圧室内作業主任者	高圧室内作業主任者			24											10:00	15:30
工業クレーン作業主任者	工業クレーン作業主任者			18			26		21		23				10:00	15:30
ガソリンマシン作業主任者	ガソリンマシン作業主任者			24											10:00	15:30
潜水士	潜水士		10		19			4				9			10:00	15:30

(注) 1. 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。

2. ☆印は学科試験合格後に実技試験が行われます。(詳しくは別の実技試験案内をご覧ください。)

3. 当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っていません。また参考書等も取扱っていません。

4. 3月10日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。

【注】 試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験、床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定免許解除試験は15:30です。

◎ 平成29年度における地区出張特別試験について

奄美、北九州、宮崎、鹿児島、熊本、長崎、大分、石垣・沖縄本島、佐賀の各地区で実施する予定です。

受付方法(場所)等が異なりますので、受験を希望される方は各地区的労働基準協会等、または当センターで、出張特別試験案内をお求めください。なお、当センターホームページからでもダウンロードできます。

作業環境測定士試験予定日：平成29年8月23・24日、平成30年2月13日（二種のみ）

労働安全・労働衛生コンサルタント試験予定日：平成29年10月17日

※詳しくは別途作成の試験案内をご覧ください。

平成28年度 鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰しもが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。国は、労働災害防止計画を策定し、死傷者数を削減する目標を掲げていますが、鹿児島県内においては、依然として製造業、建設業、陸上貨物運送事業等で、はさまれ、巻き込まれ、墜落、転落等の労働災害が多発しています。

また、近年では、医療保健業、社会福祉施設等で動作の反動、無理な動作等による災害が増加しています。

このような状況に鑑み、当協会では、労働災害防止に向けて、労働災害の現状・課題のほか自主的安全衛生活動の促進に関する内容で研修会を開催することに致しました。

労働災害防止活動を振り返るとともに新年度に向けた取り組みの対策となれば幸いです。

経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様に是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

☆期　　日 平成29年2月17日（金）開会：13時30分　閉会：16時00分予定

【開場・受付は、12時45分からです。】

☆会　　場 鹿児島県歴史資料センター「黎明館講堂」

鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100）※専用駐車場有ります。

☆講演内容 講演I 「最近の安全衛生行政について」（13:35～約40分間）

講師 鹿児島労働局 労働基準部健康安全課 課長 山崎 秀一氏

講演II 「守られていますか職場の安全・できていますか職場の安全力」（14:25～約90分間）

講師 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター 所長 安全管理士 原岡 義彦氏
衛生管理者、労働安全コンサルタント、一級建築士などの資格を取得し、関係会社の指導業務を経て、中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター 四国支所長、安全管理士などを歴任、現在に至る。

☆参加費 無料（定員200名になり次第締め切らせていただきます。）

☆申込方法 下記申込書により平成29年2月10日（金）までにFAXでお申込み下さい。

（公社）鹿児島県労働基準協会 鹿児島市新屋敷町16-16

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

FAX 099 (226) 3622 下記のとおり申込みます。

平成28年度労働災害防止研修会参加申込書

事 業 場 名						
所 在 地	〒				電話番号 ()	
					FAX番号 ()	
参 加 者 氏 名 受付番号は協会使用	受付 番号			受付 番号		
	受付 番号			受付 番号		

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

※参加証等はございませんので、当日会場へお越し下さい。

平成29年3月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
(公社)鹿児島県労働基準協会 本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 3/6~3/10	2/6~2/10	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 3/6~3/7		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
講習	床上操作式クレーン運転	3/6~3/8	2/6~2/10	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
		3/13~3/15		【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特別教育	不整地運搬車運転	3/21~3/22	2/20~2/24	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者
		3/13~3/14		会員 16,460円 一般 19,700円	
その他	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	3/16~3/17	2/13~2/17	会員 12,176円 一般 13,176円	
	安全衛生推進者	3/21~3/22	2/20~2/24	会員 12,744円 一般 15,984円	

<備考>

- 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
- 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
- 建設労働者確保育成金制度の一部が改正しました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。
詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。

種子島地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受付・問い合わせ先
酸素欠乏危険作業特別教育 (硫化水素含む)※作業者対象	3/7	2/10まで	会員 8,856円 一般 9,936円	(公社)鹿児島県労働基準協会 種子島支部 TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習※主任者対象	3/8~3/10	2/10まで	会員 18,440円 一般 19,440円	

切り取り

平成29年度 技能講習・安全衛生教育のご案内送付について

(平成29年4月～平成30年3月)

講習案内書を2月中旬より配布いたします。希望者には郵送いたしますので、FAXにてご依頼下さい。

《見本》



希望部数	部
送付先名 (事業場名又は氏名)	
送付先住所	〒
TEL	FAX
担当者名	

FAX 099-226-3622 まで